

インターンシップを活用し、 「ものづくりの魅力」を若者に伝えよう！

ものづくり中小企業魅力体験

インターンシップとは…？

「生徒・学生が、ものづくり中小企業の職場で、さまざまな就業体験を通じ、働く人々と接する学習活動」のことをいいます。

地域社会と企業と若者を結ぶインターンシップ

中小企業の人材対策の取組として、東京都では各学校が実施するインターンシップの場を活用することを推奨しています。受け入れに際して、魅力体験コーディネータによるサポートや奨励金の交付により、企業の負担軽減に取り組んでいます。

企業

へのメリット

- 人材確保につながる
- 従業員の指導力向上
- 就業環境を見直すきっかけになる
- 地域や学校とのつながりが深まる

社会

へのメリット

- 若者の就業率の向上
- 企業の活力向上による地域の活性化
- ものづくり技能の伝承

生徒・学生

へのメリット

- 企業とのつながりを持てる
- 就職への意欲向上
- 自分の特性を認識できる
- 社会性が身につく

ものづくり中小企業の魅力発信に向けた東京都の取組

東京都では、中小企業での人材確保を支援するため、ものづくり中小企業の高い技術力とそれを支える人材に着目し、これらを中小企業の「魅力」として若者に向けて情報発信する「中小企業の魅力発信プロジェクト」を実施しています。その一環で、中小企業の魅力を直接体験できる機会を充実させる「ものづくり中小企業魅力体験受入支援」を実施しています。

必要とされる背景と期待

生徒・学生の勤労意欲や職業観を養うとともに、中小企業への関心を喚起するための職業教育の一環として、インターンシップの推進が必要となってきました。

就業体験を通じ、生徒・学生が基礎的な技術の習得の大切さを再認識し、あわせて勤労意欲の醸成、社会人としてのマナーや協調性の育成、地域社会への関わりを知る機会となることが期待されています。

ものづくり中小企業魅力体験(インターンシップ)受入支援事業

都内の工業高校・産業高校（工業系高校）及び高等専門学校（高専）の生徒・学生が企業で実践的な技術・技能を学習するため、中小企業魅力体験（インターンシップ）として受け入れていただいた企業を支援する事業です。

支援対象

都内に主たる事業所を有する中小企業等

支援内容

- 工業系高校・高専と受入企業との橋渡し役を行う魅力体験コーディネータが相談をお受けします。
- 実習生を受け入れた企業に奨励金を支給します。

奨 励 金

奨励金の手続きの流れ

奨励金支給対象要件

都内に主たる事業所を有するものづくりを行う中小企業等詳しくは、『インターンシップ受入に関するQ&A』のQ2をご参照ください。

奨励金支給額

受け入れ1日1名あたり8,000円
(上限1名あたり10日間)

例：A企業で3日間2名の生徒が実習を行った場合
 $8,000円 \times 3日間 \times 2名 = 48,000円$

書類の送付

インターンシップ終了後に生徒・学生を派遣した学校から「実施証明書」が公社へ届きます。要件審査後、公社から受入先企業に「受入奨励金申請書」と「受入奨励金確認書」を送付します。

書類の提出

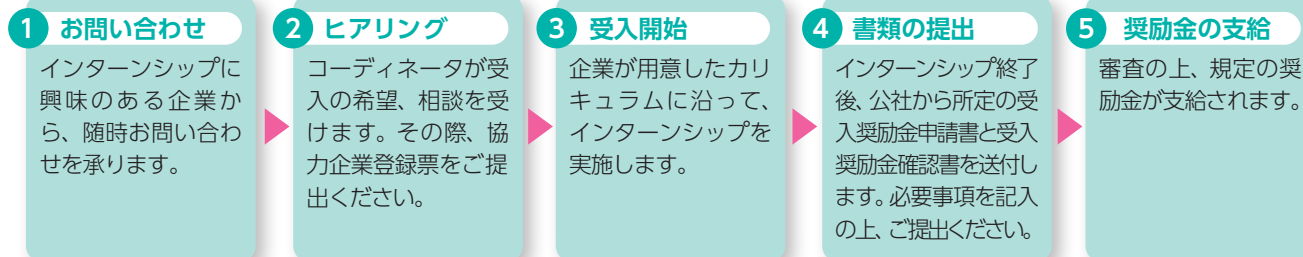
「受入奨励金申請書」と「受入奨励金確認書」に必要事項を記入し、公社に送付いただきます。

お振込

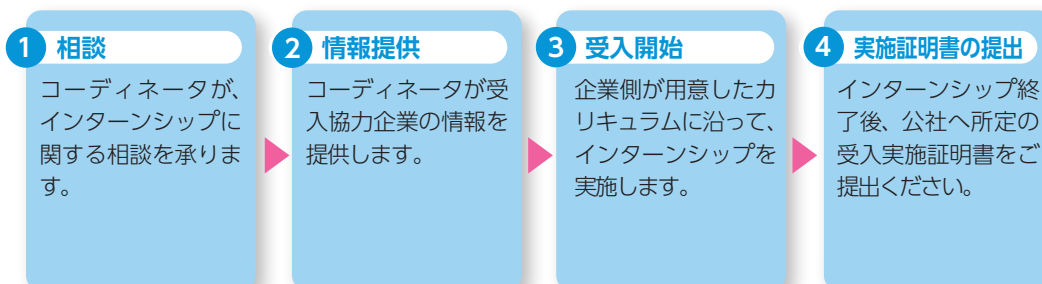
上記書類受理後、審査の上ご指定の口座に奨励金が振り込まれます。

インターンシップ受入の流れ

受 入 企 業



工業系高校・高専学校



注 1) 各校のインターンシップの実施状況により、生徒・学生が派遣されない場合もあります。
注 2) 奨励金支給対象要件外の業種であった場合、奨励金は支給されません。

インターンシップのモデル

- 1 受入対象：工業系高校及び高専の生徒・学生
- 2 受入時期：学校と調整のうえ決定します。
- 3 実施期間：3日～10日程度（1日あたり概ね5時間以上）
- 4 保険については原則として学校の指導のもと、生徒・学生が加入しています。

企業におけるカリキュラムの例

日 程	第1日目	第2日目～	最終日
午 前	出社・出勤簿押印	出社・出勤簿押印	出社・出勤簿押印
	朝礼	朝礼	朝礼
	オリエンテーション	担当者打ち合わせ	担当者打ち合わせ
	担当者打ち合わせ	就業体験（作業）	就業体験（作業）
休憩（昼食）			
午 後	就業体験（作業）	就業体験（作業）	就業体験（作業）
	作業終了・作業日誌記入	作業終了・作業日誌記入	作業終了・作業日誌記入
	1日の反省	1日の反省	反省会・終了挨拶
	整理・退社	整理・退社	整理・退社

・カリキュラム作成にあたっては、事前に学校の教員が企業を訪問し、担当者と打ち合わせさせていただく場合があります。
・学校の教員が期間中、生徒・学生の活動状況を把握するために企業を訪問することがあります。

インターンシップ受入に関するQ&A

Q1 インターンシップはすべて対象になりますか？

- A1 都内の工業高校・産業高校、高等専門学校が行うインターンシップが対象です。中学生や大学生は対象になりません。また、定時制課程を除き1日に満たない短時間（5時間未満）のものや就業体験を伴わない工場見学、職場見学、企業説明会などは対象になりません。

Q2 奨励金の支給対象要件を教えてください。

- A2 原則として都内に主たる事業所を有するものづくり^(※2)を行う中小企業者等^(※1)です。

(※1) 中小企業基本法(第2条)に規定する中小企業者(みなし大企業は対象外)及び「中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)」に基づく組合又は「中小企業団体の組織に関する法律」第3条に基づく中小企業団体で、構成員の半数以上が東京都内に主たる事業所を有する中小企業であるもの。ただし、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO)等は対象外となります。

(※2) 日本標準産業分類(平成25年10月改定)で建設業、製造業、情報通信業(ソフトウェア業)、デザイン業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、自動車整備業、機械等修理業に分類されるもの。

Q3 東京都以外の企業がインターンシップ生を受け入れた場合は？

- A3 都内に事業活動拠点^(※)を置く企業であれば、他県の事業所で実施するインターンシップも奨励金の支給対象となります。詳しくはお問い合わせください。

※支社、支店、工場、営業所、事務所など

Q4 生徒・学生への報酬や交通費の支払いは必要ですか？

- A4 教育活動の一環で実施しますので、生徒・学生に対する報酬や交通費の支払いは不要です。昼食を用意する必要もありません。

Q5 生徒・学生がケガをした場合や企業に損害を与えた場合には、誰が費用を負担するのですか？

- A5 実施にあたっては学校の指導のもと、生徒・学生が保険に加入します。

Q6 インターンシップはどのような内容で実施すればよいですか？

- A6 技能レベルなどによって内容が変わってきます。学校側の担当者と打ち合わせのうえ、カリキュラムを決定します。

企業の声

- 熱心に作業に取り組む生徒さんが多く、受入側にとっても刺激となっています。これからも積極的に協力していきたいと思います。
- 社員の人材育成の上でも非常に役立っています。若手社員が後輩を教えることのむずかしさを体験する機会が少なかったので、良い機会を得ることができました。
- 学校とのパイプができ、とても良かったです。

お問い合わせ先

公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部企業人材支援課
電話 03-3832-3675 E-mail : sangyo-jinzai@tokyo-kosha.or.jp



公益財団法人

東京都中小企業振興公社

